

(その1)

収 支 報 告 書



令和 2年分

(令和 年 月 日開催分)

(ふりがな) やまだたかひこうえんかい

1 政治団体の名称 山田卓彦後援会

2 主たる事務所の所在地 高知県吾川郡いの町天王南1丁目1番地2

3 代表者の氏名 山田卓彦

4 会計責任者の氏名 小松大起

事務担当者の氏名 小松大起

(電話) 090-5710-2130

(電話) _____

(電話) _____

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
<input type="checkbox"/> 政党の支部	<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金団体	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
<input type="checkbox"/> 有	
<input checked="" type="checkbox"/> 無	
公職の種類 (現職・候補者の別)	_____
資金管理団体の届出をした者の氏名	_____

国会議員関係政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	_____
公職の種類 (現職・候補者の別)	_____

資金管理団体の指定の期間	
令和 年 月 日から	
令和 年 月 日まで	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
令和 年 月 日から	
令和 年 月 日まで	

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

		十億		百万		千		円
収 入 総 額 =(前年からの繰越額)+(本年の収入額)=						5	0	9 1 1
(前年からの繰越額) =前年の収支報告書の「翌年への繰越額」=								0
(本年の収入額) =用紙(その2)から(その6)までの合計=						5	0	9 1 1
支 出 総 額 =用紙(その13)の「合計」欄の金額=						5	0	9 1 1
翌年への繰越額 =(収入総額)-(支出総額)=								0

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費									
		十億		百万		千		円	
金 額									
員 数									人

(2) 寄 附									
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額								備 考
		十億		百万		千		円	
(ア) 個人からの寄附						5	0	9 1 1	
(うち特定寄附)									
(イ) 法人その他の団体からの寄附									
(ウ) 政治団体からの寄附									
小 計 ((ア)+(イ)+(ウ))						5	0	9 1 1	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)									
イ 政党匿名寄附									
合 計 (ア+イ)						5	0	9 1 1	

(その7)

↓ (1. 2. 3. のいずれかに○をつけてください。)

(7) 寄附の内訳					寄附者の区分	①. 個人 2. 法人・その他の団体 3. 政治団体				
寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額					年月日	住所(団体にあつては、 主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつて は、代表者の氏名)	備考	
	十億	百万	千	円						
山田 卓彦			3	1	7	9	R2.12.8	吾川郡いの町天王北3-4-18	整体師	
〃			1	2	3	2	R2.12.14	〃	〃	
〃			1	6	5	0	0	R2.12.24	〃	〃
この頁の小計			2	0	9	1	1			
その他の寄附			3	0	0	0	0			
合 計			5	0	9	1	1			

注1: 同一の者からの年間5万円を超える寄附(数回に分けて寄附をした場合は、その合計額が年間5万円を超えるもの)は、寄附をした者ごとに名寄せして、年月日順に記載し、その者の最後に「計」を入れてください。5万円以下の寄附は「その他の寄附」の欄にそれらの計を一括して記載してください。

注2: 1ページで記載できない場合は、「その他の寄附」と「合計」の欄は「寄附者の区分」ごとに最後のページに記載してください。

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表						
項 目	金 額				備 考	
	十億	百万	千	円		
1 経 常 経 費						
(1) 人 件 費						
(2) 光 熱 水 費						
(3) 備 品・消 耗 品 費			2	0	9	1
(4) 事 務 所 費			3	0	0	0
小 計			5	0	9	1
2 政 治 活 動 費						
(1) 組 織 活 動 費						
(2) 選 挙 関 係 費						
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 その 他 の 事 業 費						(ア+イ+ウ+エ)
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費						
イ 宣 伝 事 業 費						
ウ 政 治 資 金 パーティ 開 催 事 業 費						
エ 其 他 の 事 業 費						
(4) 調 査 研 究 費						
(5) 寄 附・交 付 金						
(6) 其 他 の 経 費						
小 計						
合 計			5	0	9	1

注：政治活動費の各項目については、それぞれ(その15)が必要です。
資金管理団体及び国会議員関係政治団体は、経常経費(人件費を除く。)の各項目については、それぞれ(その14)が必要です。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

注：政治団体が所有する資産の有無を記載してください。

(その20)

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

1. 領 収 書 等 の 写 し
2. 監査意見書(政党及び政治資金団体に限る。)
3. 政治資金監査報告書(国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 3年 3月 26日

政治団体の名称 山田卓彦後援会

会計責任者の氏名 小松 大起 

(解散時のみ記載)

代表者の氏名

*会計責任者及び代表者の氏名欄は、記名、記名押印又は署名とし、署名の場合は必ず会計責任者本人及び代表者本人が自署すること。

*会計責任者及び代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。

ただし、会計責任者及び代表者本人の署名その他の措置(記名押印等)を講ずる場合は、この限りでない。